

1. 令和7年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

令和7年3月24日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 議案第6号 郡上市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について

日程3 議案第7号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程4 議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第9号 郡上市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第11号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程8 議案第12号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第13号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程10 議案第14号 郡上市税条例及び郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程11 議案第15号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程12 議案第16号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程13 議案第17号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について

日程14 議案第18号 郡上市温泉スタンドの設置及び管理運営に関する条例の廃止について

日程15 議案第19号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程16 議案第20号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程17 議案第21号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程18 議案第22号 郡上市郡上八幡旧庁舎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程19 議案第23号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程20 議案第24号 郡上市和良運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第25号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第26号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第27号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第28号 郡上市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第29号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第30号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程27 議案第31号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程28 議案第32号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程29 議案第33号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程30 議案第34号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程31 議案第35号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程32 議案第36号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程33 議案第37号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程34 議案第38号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程35 議案第46号 令和7年度郡上市一般会計予算について
- 日程36 議案第47号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程37 議案第48号 令和7年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程38 議案第49号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程39 議案第50号 令和7年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程40 議案第51号 令和7年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程41 議案第52号 令和7年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程42 議案第53号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程43 議案第54号 令和7年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程44 議案第55号 令和7年度郡上市財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第56号 令和7年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程46 議案第57号 令和7年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程47 議案第58号 令和7年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程48 議案第62号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）
- 日程49 請願第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を提出すること
についての請願について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程49まで

- 日程50 議発第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について
- 日程51 議発第2号 郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程52 議発第3号 議員派遣について
- 日程53 議発第4号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程54 議報告第4号 諸般の報告について（委員派遣の承認）
- 日程55 議報告第5号 中間報告について（議会改革特別委員会）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	14番	蓑島もとみ
15番	森藤文男	16番	原喜与美
17番	野田かつひこ	18番	清水敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 事	小 森 涼		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、2月26日の開会以来、それぞれ御出務お疲れさまでございます。本日もよろしく御審議をいただくようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますので、お願いいたします。

ここで、毎回お願い申し上げますが、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、また、マナーモードにさせていただくよう御確認のほうをよろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 和田樹典議員、5番 みずのまり議員を指名いたします。

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ここで、17番 野田かつひこ議員より発言の訂正について申出がありましたので、これを許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。

大変恐れ入りますが、過日の私の一般質問の大項目2番ですが、農業の持続的な経営のためにというところで、そのための例として、私、ECに学ぶというようなことを申し上げたのですが、正しくはEUの間違いでございましたので、訂正しておわび申し上げます。ECは1世代前の呼称でありまして、なかなかそのECが抜け切らずについついECと言ってしまうして、大変申し訳ございませんでした。訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） ただいま、17番 野田かつひこ議員より3月14日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

続いて、6番 蓑島正人議員より発言の訂正について申出がありましたので、発言を許可いたします。

6番 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） 6番 蓑島正人でございます。議長に許可をいただきましたので発言をさせていただきます。

3月18日の一般質問で、大項目2のほう、郡上市水道料金の値上げ改正についての質問の中で、市長から答弁をいただいた後に特定の企業名を発言いたしました。大手メーカーに訂正をさせていただきたくお願い申し上げます。誠にどうも申し訳ございませんでした。

○議長（森藤文男） ただいま、6番 蓑島正人議員より3月18日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

◎議案第6号から議案第38号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程2、議案第6号 郡上市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてから、日程34、議案第38号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例についてまでの33議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました33議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、総務常任委員会からの報告をいたします。

令和7年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例12議案につきまして、令和7年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第6号 郡上市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、次期郡上市総合計画を簡素化し、策定過程を効率化することに伴い、郡上市総合計画審議会の組織及び任期等を改めるため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、委員数の上限を30人から25人に減らし、分科会で5つの政策分野を審議することとなっているが、現行総合計画の地域振興と行財政運営が対象外となっている理由について質問があり、地域振興は自治・まちづくりに含まれている。また、行財政運営については欠かすことのできない項目であり、1つの政策分野に入れるのではなく、基本方針としてまとめることとしたい。前回は3分科会と30人と大規模であったが、グループワークは一般的に5人程度がまとめやすいと言われており、1分科会に5人を基本として考えているとの説明がありました。

関係行政機関の職員を委員として、委嘱しない理由について質問があり、地方分権の流れの中で、総合計画基本構想の策定は自治体の判断に委ねられており、本市は、郡上市住民自治基本条例に基づき総合計画を策定している。自分たちのまちのことは自分たちで考えることが基本であり、各分

野に秀でた委員を委嘱し、国県の情報を持ち寄ってもらい、共に勉強しながら策定したいと考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第7号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の廃止について。

市長公室長から、郡上八幡 町屋敷越前屋を普通財産とするため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、施設を利用する際には、近隣住民に対する騒音の配慮を求める意見があり、主な貸付け条件として、公序良俗に反する行為及び騒音・振動を発生させるおそれがある行為の禁止を設けたいとの説明がありました。

郡上おどりの期間中、施設内のトイレや赤ちゃんの駅を利用することはできるかとの質問があり、施設を置かれて事業を行う者、以下事業者に対して、できる限り協力を求めていくが、利用時間や利用範囲について協議が必要であるとの説明がありました。

事業者が諸般の事情で改修を行いたい場合、改修費用は誰が負担するかとの質問があり、これ以上の施設の改修を市の負担で行うことは考えておらず、必要な改修は事業者によって行ってもらふこととなる。対象期間の満了後は現状を回復するという条件を付すとの説明がありました。

事業者は指定管理者と同様の扱いにならないかとの質問があり、事業者と市との賃貸契約であり、指定管理制度とは異なるため指定管理料は支払うことはない。光熱水費は事業者が負担することになるが、消防設備点検や建物自体の保険は市が負担するとの説明がありました。

契約期間は毎年度更新で、最長3年とならない場合は賃貸料が滞りなく入ってくる仕組みはあるかとの質問があり、最長3年としているが途中で解約することも考えられるため、早めに解約の連絡を受け、次の募集に向けて速やかに対応することができるよう、解約する場合の申出期限を契約に盛り込みたいとの説明がありました。

今後のスケジュールについての御質問があり、本条例の御議決後、速やかに事業者募集の広告を行う予定であるとの説明がありました。

委員からは、事業者には地域の活性化を図ってもらう必要があり、事業者との密な情報交換と連携を求める意見がありました。

施設を普通財産化して活用を図ることは賛同するが、貸付けの条件が厳しいのではないかとの質問があり、建物の一部が国登録有形文化財であり、当初の整備目的を踏まえて保全のための条件を付すこととした。事業者による新たな利用価値の創出が期待される場所であり、プロポーザルを進めたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、消防体制の強化を目的に消防機関の定数を定めるほか、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、消防職員の増員の見通しについて質問があり、令和7年から令和11年の5か年で実人数を85人から100人とし、災害出場や当直体制の強化につながる若い職員が多く増員することで、子育てに係る休暇等が取得しやすい体制を整えたいとの説明がありました。

新定員適正化計画では、431人の定員に対し実人数は410人で、21人が不足している。職員が無理をしているじゃないかと質問があり、職員が不足しているため、新規採用職員の獲得に向けて注力していくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をしました。

議案第9号 郡上市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、職員を派遣することができる団体を追加するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、条例を改正する背景について質問があり、令和6年度から県北西部地域医療センター長を自治医科大学に派遣している。派遣先での勤務時間は月30時間までとし、職務専念義務の免除及び営利企業等の従事許可をもって派遣しているが、令和7年度から勤務時間が多くなる見込みであるため条例改正を行うものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、改正後の小学校就学の始期に達するまでの子について質問があり、満6歳に達した年度の末日までに引き上げるとの説明がありました。

委員からは、実効性のある制度となるよう、研修の実施や相談体制、勤務環境の整備に取り組んでほしいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第11号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和6年人事院の給与勧告に鑑み、給料表及び扶養手当の支給額を改めるなど所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、配偶者を対象とした扶養手当が実質3,500円の減額となった背景について質問があり、子を対象とした扶養手当を増額するための財源を確保する背景があるとの説明があ

りました。

寒冷地手当の支給対象地域から郡上市全体が外れたのか、また減額に対して補填はないのかとの質問があり、寒冷地手当は市全体で対象地域から外れたため、全ての地域で廃止となる。補填する手だてではなく、減額となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、消防職員の処遇の見直しにより特殊勤務手当を改めるため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、正当な対価を得るために、職員の資質向上や技術の維持が重要であり、今後も有事に備え、業務に励んでもらいたいとの意見があり、引き続き研さんを重ねながら業務に取り組む。正当な対価を得られることで、職員にとっても意欲の向上につながる。今回の改正により処遇の改善につながり、職員の採用にもよい影響を及ぼすと考えているとの説明がありました。

金額の設定に際し、他市との比較は行ったかとの質問があり、県下の消防本部を対象として手当の種類及び単価の調査を行った。例えば、救急業務では1回当たり出場の単価は300円から500円程度であり、改正案の単価は妥当であると考えたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、契約事務処理誤りに関し、その管理・監督責任がある市長、副市長の給料額について減額措置を講じるため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市長の給料の減額する際のルールはあるのかとの質問があり、ルールは設けておらず、事案に応じてその都度判断している。事務処理の誤りはあってはならないが、職員が全ての責任を負うということになると、職員は萎縮してしまう。今回の損害を公金で補填することは、市民に対して説明ができないと判断し、管理・監督責任がある市長、副市長で対応することとしたとの説明がありました。

委員からは、今回は市長の重大な決断として受け止めたいという意見や、再発防止に十分注力する必要がある。事態が発生するたびに減額することは適当でないとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市税条例及び郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第16号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

消防長から、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、35年以上在籍があり団長を経験し、他の階級で退団した場合の退職報償金の給与についての質問があり、団長経験があれば、107万9,000円支給されとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第17号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について。

監査委員事務局長から、地方自治法の一部改正に伴い所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年3月24日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

○議長（森藤文男） 続いて、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和7年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例14議案につきまして、令和7年3月11日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第18号 郡上市温泉スタンドの設置及び管理運営に関する条例の廃止について。

商工観光部長から、郡上市温泉スタンドを普通財産とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、ボイラーの建物はどうかとの質問があり、ボイラーが故障しており使っていない状況であるが、撤去にも費用がかかるため、現状のまま残すとの説明がありました。

現在の使用料と今後の利用についての質問があり、令和5年度の使用料収入は67万円ほどで、令和6年度は、年度途中であるが10万円ほどである。支出は、令和5年度は230万円ほどで、令和6年度についても120万円弱の費用がかかっており、両年度とも100万円強の赤字となっているため、維持管理費や電気代を削減し、施設を自由に利用できる形に変えたいとの説明がありました。

今後、故障が発生したときには修繕するのかとの質問があり、温泉は自噴をしており機械を介さないため、よほどのことがない限り故障はしないと考えている。売却や譲渡をするかは未定であるが、普通財産として市が保有していくに当たっては検討課題であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第19号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、日本まん真ん中温泉「子宝の湯」を普通財産とすること及び郡上市温泉施設の使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、使用料の上限額をさらに引き上げて、各温泉の判断で設定できるようにしてはどうかとの質問があり、これまでの経済状況や人件費等、根拠立てができる状況下で上限設定をしている。全ての施設が、上限額に合わせて使用料の改定をするわけにはいかないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第20号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市郡上八幡博覧館の駐車料等を改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑なく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第21号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、宿泊使用料は夏季と冬季で違いはあるのかとの質問があり、夏季と冬季で違いは設定しておらず、上限額の中で設定しているとの説明がありました。

小学生だけの利用は認めているのかとの質問があり、基本的にはないと思っているが、親子連れで親と子が別室で泊まる場合に、1人部屋を1人で利用するという可能性もゼロではないため、子どもの使用料も設けているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第22号 郡上市郡上八幡旧庁舎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市郡上八幡旧庁舎記念館の使用料及び駐車料を改めるものであるとの説

明を受けました。

特段の質疑なく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第23号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、物価・人件費等の状況の基準が平成17年となっている理由について質問があり、フォレストパーク373の使用料については、平成17年度から物価高騰に係る料金改正がなされていないためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第24号 郡上市和良運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市和良運動公園の使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、レストランは指定管理者とは別の事業者が運営しているのかとの質問があり、以前は異なっていたが、今は統合して指定管理者である和良の郷総合開発株式会社となっている。レストラン使用料は全体を貸し切るテナント料であるため、現状としては会社が統合され、同じ指定管理者が運営している状況となっているが、レストランの運営を他の事業者が行う場合について、月当たりの使用料を徴収する形になるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第25号 郡上市和良川運動公園オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市和良川運動公園オートキャンプ場の使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、キャンプサイトとフリーサイトの違いについての質問があり、キャンプサイトは区画が分けてあり、フリーサイトは広場の中でどこでも設置できるとの説明がありました。

オートキャンプサイトの使用料が、フォレストパーク373の5,500円に比べ7,700円と高いが、条件に大きな違いがあるのかとの質問があり、施設設備の違いもあるが、もともと料金設定の違いやこれまでの経営状況を踏まえ、料金を上げないと収支が取れないためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第26号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市和良大月の森公園キャンプ場の使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑なく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第27号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、宿泊使用料の設定について質問があり、ほかの施設と同じように上限額として設定しており、繁忙期と平常時には設定が異なる。複数利用になれば、さらに1人当たりの単価が低くなるよう設定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第28号 郡上市下水道条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、下水道法施行令の一部改正に伴い所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑なく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第29号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、郡上市污水处理施設設備構想につき、相戸地区農業集落排水処理施設を下水道の美並中央クリーンセンターに事業統合するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、相戸地区農業集落排水処理施設の今後の利活用について質問があり、補助金を受けており、経過年数によって有効利用するか、一部補助金の返還が発生することもあるため、郡上環境衛生センターで作るコンポストや水道事業の緊急対応用の資材置場として活用する。取壊し費用も莫大となるため、今後、農業集落排水処理施設や浄化槽で発生する汚泥の効率的な処理に向けて、有効利用方法について改めて考える必要があるとの説明がありました。

統廃合は、令和7年の白鳥東部で終了予定であるが、その後も該当する施設はあるのかとの質問があり、万場地区農業集落排水処理施設について、当初、受入先施設である大和中央浄化センターの処理能力の関係で困難と考えていたが、人口減少や接続先の管路と距離的にも可能なため、統合の可否について議論を始めているとの説明がありました。

合併浄化槽が見直される動きについて質問があり、集合処理の弱点である管路破損による利用者への影響や、昨今の都市部での大事故により浄化槽が見直されていることは確かであるが、市としては、現在、面整備が終了している場所については、事故が発生しないよう管理し、継続していくべきと考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第30号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の

一部を改正する条例について。

環境水道部長から、水道法施工令及び水道法施工規則の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、現在、環境水道部にこの資格の適合者は何人いるのかとの質問があり、水道技術管理者の条件を満たす者は、研修受講済みの者が2名、実務経験年数の条件を満たしている者が4名との説明がありました。

職員に資格取得を促したらどうかとの質問があり、環境水道部でも小型クレーンや玉がけの資格を取らせていただいているが、若い職員は運転免許の車両条件があるため、その車が運転可能になるために高いハードルがある。建設部では、岐阜大学と連携し、メンテナンスエキスパートの資格取得を進めている。職員のスキルアップのため、資格取得については金銭的支援を行っており、業務として資格取得についても重要なため、後押しをしていきたい。職員の確保が十分でない中、技術者の確保は困難であるため、総合的に職員の技術向上やその技術を職場で生かせるよう環境づくりを進めていきたいとの説明がありました。

もし技術者がいなくなった場合、業者委託でも監督管理は可能なのかとの質問があり、業者委託も可能であるが、郡上市は施設数が多く、面積が広く、移動距離も長いと、かなりの費用がかかることから、できるだけ職員で対応可能な体制をつくる必要があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第31号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、水道料金を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、料金改定の考え方に料金回収率80%とあるが、その理由について質問があり、料金回収率の残りの部分は一般会計から補填されることになる。本来、企業会計は100%料金で賄うのが原則であるが、全て利用者負担とするとかなり高額な料金となるため、まずは80%を目指すというものであり、一般会計からの繰入れが40%から20%になるように、料金の負担をお願いしたいとの説明がありました。

この料金設定で料金回収率80%は達成可能かとの質問があり、有収水量を把握しているため、これを基に過去5年間のデータから試算した結果、80%は可能ということになっている。今後、見直しの際に、郡上市の方法が一番いいのか、他の方法がないかなど検証しながら、料金について考える必要があるとの説明がありました。

基本料金が20立米まで一律というのは、県内他市と比べて大きいのかとの質問があり、基本料金について20立米以上に設定しているところはない。基本料金が全国平均を超えなければいけないという国の補助要件は、10立米当たりとなっているが、料金シミュレーションの設定はこれまでの20立米で行っており、それ以下では検証ができていない。しかしながら、今回、他市との比較で状況

が分かったため、もう少し小さいスケールでの検証が可能となれば、よりきめ細かな設定ができる可能性があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和7年3月24日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

以上であります。

○議長（森藤文男） ここで、傍聴される方をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちであれば電源をお切りになるか、また、マナーモードにさせていただくよう配慮のほうよろしくお願いをいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） では、文教民生常任委員会より報告いたします。

令和7年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例7議案につきまして、令和7年3月12日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第32号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援設備等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第33号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第34号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について。

健康福祉部長から、郡上市高齢者福祉センターを普通財産とするためのものであるとの説明を受

けました。

審査の中で、委員から、ほっとサロンを白鳥庁舎に移転すると会場が狭くなると聞いているが、白鳥ふれあい創造館にしなかった理由について質問があり、ほっとサロンの会場が狭くなるという御意見をいただいているが、白鳥ふれあい創造館は不特定多数の方に利用していただく施設であり、ほっとサロンの会場とする場合、平日の午前中は市の事業でスペースを占有することとなり、不特定多数の方が利用できなくなることから、白鳥庁舎2階会議室に最低限のものを配置し利用することで、調整していきたい。白鳥庁舎よりよい環境が見つかれば、会場の移転も想定しているとの説明がありました。

高齢者福祉センターは解体するのかとの質問があり、他の施設の兼ね合いもあるため、解体が可能かどうかとその時期については、今後、検討したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第35号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第36号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、事業費納付金の確定係数及び標準保険料率に基づき、付加方式及び税率を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、来年以降の国保税額の値上げの予定について質問があり、来年以降からも、県から示される事業納付金の額に応じて税率を改定していく。県全体としても、国保被保険者数は減少しているので、事業納付金も減額となっていくと思われるが、今後の見通しを示すことは難しいとの説明がありました。

地域の医療機関を受診することの重要性などを市民の方にどのような周知方法を検討しているのかとの質問があり、ホームページで公開、ケーブルテレビ行政情報番組の放送、納入通知書に説明資料を同封することなどを考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第37号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、高鷲南部公民館と高鷲北部公民館を統合し、高鷲公民館とするためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、高鷲地域以外で統合を進めているところがあるのかとの質問があり、美

並地域には美並北部公民館、美並中部公民館、美並南部公民館の3館あるが、小学校の統合を見据えて、将来的に統合していく方向性を地域の公民館や住民と相談していきたいとの説明がありました。高鷲北部公民館である、ひるがの老人憩いの家は、集会所としてひるがの自治会が管理しており、将来的には払い下げていくのかとの質問があり、公共施設適正配置計画の中で譲渡についても考慮されており、地域住民の意見を聞きながら検討していきたいとの説明がありました。

公民館は、防災や福祉を含めた地域自治や地域振興の活動拠点とも捉えることができる。自治振興のような仕組みで公民館を運営していく視点もあるのか、どのように捉えていくのかとの質問があり、公民館は、そういう視点も含めながら生涯学習活動に取り組んでいる。公民館が生涯学習の学びの中で地域づくりに取り組んでいくことは大切だと思っているとの説明がありました。

議案第38号 郡上市教育施設設置条例の一部を改正する条例について、教育次長から、白鳥文化ホールを普通財産とするためのものであるとの説明を受けました。

○議長（森藤文男） 今、審査の結果、本委員会としてというのが、議案第37号が抜けておりましたので、議案第37号。

○10番（本田教治） 失礼しました。訂正させていただきます。議案第37号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第38号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、教育次長から、白鳥文化ホールを普通財産とするためのものであるとの説明を受けました。特段の質疑はなく、本委員会として全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年3月24日、郡上市議会議長、森藤文男様。郡上市委員会、文教民生常任委員会委員長、本田教治。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、各議員におかれましては、しっかりと意思表示をされるようよろしくお願いいたします。

議案第6号 郡上市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第6号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第7号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第7号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第8号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第9号 郡上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第9号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第10号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第11号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第12号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第12号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第13号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第13号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第14号 郡上市税条例及び郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議案第14号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第15号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第15号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第16号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第16号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第17号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第17号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第18号 郡上市温泉スタンドの設置及び管理運営に関する条例の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第18号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第19号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第19号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第20号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第20号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第21号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第21号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第22号 郡上市郡上八幡旧庁舎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第22号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第23号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第23号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第24号 郡上市和良運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第24号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第25号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第25号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第26号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第26号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第27号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第27号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第28号 郡上市下水道条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第28号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第29号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第29号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第30号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第30号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第31号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第31号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第32号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第32号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第33号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第33号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可とすることに決定

をいたしました。

議案第34号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第34号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第35号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第35号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第36号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第36号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田かつひこでございます。よろしくお願いします。議案第36号 国民健康保険税条例の一部改正の議案ですが、私はこれに反対の立場で討論を申し上げます。

この条例は、健康保険の、以下は国保といいますけども、保険料を——保険税とも言いますが——引き上げる改正案です。大変大幅な引き上げになっております。この国保の賦課方式という

のは、大変複雑で、なかなか理解しにくい面がございますので、お手元のタブレットの資料のほう、第36号の議案の最後のほうの資料を使わせていただいて、私の討論を申し上げます。

一番最初のページ、この資料の最初のページの改正の背景というところがございます。ここは、なぜこの改正が必要なのかというのを説明されているわけでありまして。要約すれば、加入者が減ってきている。これは市全体の人口が減ることと同時に、団塊世代、私以下数年ですけれども、この世代が後期高齢者へ移行していくがゆえに、一番大きな膨らんでいるところが減っていくと。こういう事態を受けて、非常に財政的に厳しくなっている。加えて、医療が非常に高度化して、一人当たりの医療費が増えている。こういう背景がある。どうしてもこれは、保険税を引き上げなければならないという状況だと説明があります。御承知のように、国保の構造というのは、いわゆるもともとは自営者の方が多かったんですが、もちろん今でもそうですが、自営者の方ももちろんですけども、大変多いのは高齢の方々であり、特に多いのが年金生活の方です。非常に厳しい年金の収入の中で、やりくりしながら国保税を払っていらっしゃる。どなたも聞けば苦しい、つらいとおっしゃっている。しかも、一般企業にお勤めの方はほかの保険があるんですが、中でも非正規でその保険に預かれない方は、こちらの国保に入らなければならない。全体として見ると、国民の中の市民の中の非常に所得の低い方々が大部分を占めている。

ちなみに我が郡上市の、国保高過ぎて払えない方には減免制度があります。最大は7割減免まであるんですが、その減免を受けている方は52%あるそうです。半分の方が払うのが困難な故に減免を受けている。その減免を受けている方の半分は、すなわち全体の4分の1は7割減免です。こういう大変厳しい国保財政の中で、今回の大幅な引上げが提案されているわけです。

私は、以前、文教民生の委員を務めさせていただきながら、その中でたびたび国保の協議会のほうに出させていただいて、ただでさえ国保税は高過ぎる、とても払うのが大変だという声をずっと続けて聞いてまいりまして、何とかしてこれを抑えて、できれば引き下げる方向にという話をずっとしてきたんですが、この健康福祉部のほうでも、こうしたことに応えていただきまして、随分努力をされてきた。御承知のように今回、今年はとうとう基金がほぼ底をついてしまって、もうこれ以上は出せませんというところまで努力をされているんです。ましてや繰越金などは微々たるものですから、ほとんどなきに近い。すなわちもうお金がなくなっちゃったと。これ以上どうするんやというところがあるんです。ですから私は、健康福祉部のやり方が間違っただけなんてことは毛頭言いません。本当によく努力されて、市民を守っていらっしゃるのと私は申し上げたい。でもですね、でも私はこの引き上げには賛成できないんです。そんな無茶なんておっしゃるかもしれませんが、私はやっぱり賛成できない。その理由を今から幾つか申し上げます。

この私の後、恐らくこの議案に対する賛成討論がなされると思うんですが、賛成討論はするすれば、お金がないから仕方がない。だから加入者に負担をしてもらうしかないという論法しかない

と思います。今申し上げたように私はそれではだめだと思う。それでは今まで市長がたびたびおっしゃってみえた、命を守り郡上を守るということにはならない。それに逆行していると思います。そういう点で、まず第一は、お手元のこの議案の資料のところの資料1ページです。下のほうに改定前と改定後の一覧表がございます。これを参考にさせていただいているんですが、何しろ改定の幅が大き過ぎると私は思います。大変大きな引き上げになっている。その一つの例を申し上げますと、上の枠が改定前、下の枠が改定後の率です。上のほうの横の欄に所得割、均等割、平等割とありますが、その所得割が最大の比率を占めます。これが改定前は合計9.6%でした。収入の9.6%が改定前です。収入が400万円なら40万円をちょっと切るといふ、そういう枠です。それが改定後どうなるかと言いますと、11.71%になります。これ合計すると。医療分と後期高齢分と介護分、合計します。ついに10%、この所得割だけでも10%を超えてしまっている。そしてその右側には均等割も平等割も、今回は平等割のところについて入りましたので、今まではなかったんです。これらを全部合わせると約10万円になります。ざっと10万円。だから収入、所得の10%を超える金額に10万円が足されます。こういう計算になる。莫大なお金が国保に徴収されている。

次の次のページを御覧いただけると、最後のページですね。そのモデルケースがあります。本当にこの計算をするだけでも結構厄介なのだと思いますが、①番から⑧番までのモデルがございます。家族や収入によっても千差万別ですから一律にはいかないんですが、その④番目を御覧ください。40歳以上夫婦子供2人の4人家族、要するにいわゆる標準家庭と言われるようなパターンですね。真ん中あたりの改定後の保険税額が50万9,000円。その増加額は7万4,000円で、増加率が117%ですから、17%アップということなんです。ところが、ここはまだ17%と収まっていますが、その下見てください。24%のアップ率です。一番上も24%。40歳未満で単身。おしなべて二十数%がほとんどですね、引き上げが。これは大きい。いかにも大き過ぎるんです。今までの国保は払えないという方がたくさんいらしかった、滞納も多かったです。なのにこういう追い打ちをかけると、ちょっと言葉きついですが、かけられて本当にこれ行き詰まってしまうんじゃないかと私は思うんです。こういう観点からもこの引き上げ案には私は賛成はできない。これが第1点であります。せめて引き上げ幅は今回やむを得んとしても物価上昇率程度に収めるべきではないでしょうか。

2つ目です。憲法第25条を御存じだと思いますが、第2項のほうに、国は社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上に努めなければならないとはっきりと書いています。努めなければならない。努力せよと言っています。ところが、今国は社会保障費、医療費4兆円を減額する、そんな算段をしているんです。全国知事会がたびたび声明を出して、医療費に約1兆円の追加をすべきであると国は。そうすれば、先ほどあった均等割と平等割はなくすることができる。均等割、平等割というのはほかの保険にはないです。国保だけが背負っている。これを廃止するには1兆円あれば足りる。まあ国のレベルで1兆円、我々聞くとびっくりしますが、できない話はありません。これをやらないん

です。むしろ4兆円を下げると言っています。こんな状況ですから、とても国はこういう努力をしていないと私は断じざるを得ないと思います。

じゃあ、この国保が厳しい赤字になっていくのは、加入者のせいなんですか。加入者がわがままでお金を払わないから、こういう事態になっているんだ、だから、加入者に引き上げに賛同してもらって負担を背負ってもらうのが、この理由として正しいでしょうか。

そうではなしに、やっぱりこれは基本的に加入者の責任ではなしに国や自治体の責任としてこれは処理すべき問題です。

そこで3つ目ですが、この構造を変えるしかないと思うんですが、歳入をもう1回おさらいをしてみます。

3つあります。国保にお金が入ってくる場所は3つ。1つは加入者の保険料です。2つ目は県からの繰出しです。県から毎年やってくる。これ一番大きいんですけど。そして、市の努力でできることなんです。これは先ほど言いましたように、基金と一般会計からの繰入れがあります。残るところはもう、一般会計の繰り入れしかないんです。既に現在3億円ほどの繰入れが行われていますが、これはほぼ法定内であって、私は法定外繰入れをもうやらなければ立ち行かない。先ほどの委員長報告の中でもありましたように、委員会のほうでも説明、質問もありました。今回値上げして来年度以降どうなるんでしょうか。部長さんも、来年度以降のことはよく分からないけれども、多分上がっていくでしょうという雰囲気でしたけど、要するに言明できない。しかし皆さん考えてみてください。今、この国保の構造そのものは、好転する余地は全くないんですよ。人口は減少するばかり、高齢者はどんどん増えていくばかり。どこに改善する余地があるか。ということは、来年も去年もずっとこれから国保は加入者の負担に頼るんですか、ずっと。これは皆保険崩壊します。

ですから、大変厳しい要求でありお願いであり、作業でしょうが、一般会計からの法定外繰入れを決意していただきます。そうすると国からお叱りをいただく、すなわちペナルティをいただけるかもしれません。でも、ペナルティを恐れておってはもうこれは立ち行かないんです。そういう意味では、私はそれこそ令和の郡上一揆ではないか。法廷外繰入れをやってでも、国にアピールしてほしいと思うんです。もうペナルティ覚悟でいいですよ。そうやって私は市民を守っていただきたい。事態はそこまで来ているということを申し上げて、私のほうは終わります。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ただいま委員長報告に反対の討論がありましたが、委員長報告に賛成の討論はございませんか。

（13番議員挙手）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。この議案第36号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に賛成をする立場から討論をいたします。

今般の改定につきましては、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、事業費納付金の確定係数と標準保険料率に基づき、賦課方式と税率を改めるという趣旨でございます。これは、平易に申し上げれば、ただいま御指摘がありましたように、令和7年度から国民健康保険税を値上げをするというものであります。私も被保険者の1人でありまして、また議員として常に市民の皆様の負担をできる限り少なくし、また、どんな分野におきましても良質で最大の行政効果を発揮していただくよう、市長に、職員の皆さんにお願いをし、働きかけをしている者として、今般、極めてつらい判断でありましたが、これはやむを得ず賛成せざるを得ない、こういう結論に至ったものでございます。その判断理由等につきまして、これから申し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、御指摘のとおりではありますけれども、この保険事業の過去10年間の概要を振り返ってみたいと思います。被保険者数は、平成26年度の1万2,204人が、令和5年度には8,518人にまで3,686人減っております。実にこの10年間で30%が減ったということでございます。約3分の2になってしまっております。したがって、保険税収入の方も、これは調定額での比較ですが、12億8,545円から8億3,757万円にまで減って、こちらは実に35%の減額となっております。

一方、保険給付費は、平成26年度が32億714万円、令和5年度は31億1,087万円で、これは3%の減にとどまっているわけでありまして。これは、1人当たりの保険給付費が、26万2,794円から36万5,211円に39%上昇しているということが原因ではないかと考えられます。また、1人当たりの保険税は、平均10万5,331円が9万8,330円となっております。この10年間でむしろ個人負担はやや減っている実情なんです。こうしたことから、毎年度の国保特別会計は大変御努力をされてきたわけではありますけれども、令和2年度を除いて収支はマイナスであります。その不足分を補填してきた国保の基金は、これまで3億円あるいは3億5,000万円、そういう金額であったものが、令和6年度末に残額は2,501万円まで減少してきておりまして、7年度にはもはや枯渇し、補填をすることができない状況となっております。平成30年度の税率改定以来、保険税値上げの検討もあったようではありますけれども、新型コロナ禍の中で税率は据え置き、対応しないと、そういうことにもなって、これは今日の状況を招いた一つのことにもなったと思いますが、しかし、コロナ禍の中でのこの据え置きということは、仕方がない、その判断であったのではないかと思います。

こうした厳しい国保運営につきましては、全国的な問題でありまして、まさに被保険者が減る中で、平成30年から法律改正によりまして、県と市町村が共同運営をするという体制、こうした改革、改善も行われてきております。これは、まだ改革、改善の途中であります。これからもさらにこれは進めていかれるのではないかと思います。医療費は、全額県が負担し、市町村は医療費と財政状

況に見合った納付金を県に納めると、こういう形に現在なっております。しかし、県が示す標準保険税率を、郡上市は大きく下回っております。現在は、1人当たりの保険税額が21市中18番目であります。先ほど申し上げた国保会計の実情と重ね合わせて考えれば、私も、税率改定はやむなしと、こういう判断に至ったものであります。

また、将来的な県内保険料統一化へ向けて、所得割、均等割に加え、平等割を新規追加する3方式、この形式に合わせることは必至であり、必要であり、これも良とするものであります。なお、国保会計には、先ほども繰出しの話がありましたが、一般会計から3億1,457円、これだけの一般会計からの繰出しがなされます。それから、国県で1億2,647円の補助金もあります。全人口が国保加入者であれば、税金の投入ということは大いにできるでしょう。しかし、そうではない中で、ただいま申し上げた市の繰出金、国県の補助金というものは、これは相当大きな支援であろうというふうに言えますし、これは計上をされているところであります。

また、今般の税率改定におきましても、県の示す標準の税率よりは下回っておるわけです。県は所得割では12%を目指されておりますが、郡上市は11.71、均等割では5万8,375円、これに対して5万6,150円、平等割では4万212円に対して3万7,850円。こういうふうな金額で精いっぱいこの会計を維持しながら、そして負担をできるだけ抑えと、こういう結果がここに出ているのではないかと思います。

さらに、所得階層別保険税額を私も確認をしました。先ほど言われた大きな減免制度があるわけでありまして。所得割による累進性におきまして、低所得世帯の額はその割合で軽減されます。そして、言われましたように2割軽減、5割軽減、7割軽減、そして万一震災、火災でのそれに対する減免制度も用意をされております。保険制度としては、こうしたセーフティーネットも非常に大事なことであります。

私は、こうした減免制度があり、先ほど言われたような皆さんが減免制度を生かされている、そういう実情があると、こういうことを見ましたので、これらも併せて私も判断をしたところでございます。

以上、申し上げたとおり、この条例改正に賛成するものであります。被保険者である市民の皆さんに負担増をお願いするという、つらい、とても苦しい判断でありましたが、今後の健全な国保運営を確実なものとし、結果として被保険者の皆さんにこれでよかったと受け止めていただけるように、私は、国県の制度も含め、その改革、改善や、そして負担のできるだけ抑え込み、こういうことにつきまして、今後もしっかり監視し、意見を申し上げていくつもりであります。この件につきましては、議員各位にどうか御賛同いただき、条例改正を成立させていきたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） ほかには討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。議案第36号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり議案第36号を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（森藤文男） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

御着席ください。それでは続いて、議案第37号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第37号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第38号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、議案第38号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をします。再開は11時20分を予定しておりますので、お願いをいたします。

（午前11時06分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

◎議案第46号から議案第58号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程35、議案第46号 令和7年度郡上市一般会計予算についてから、日程47、議案第58号 令和7年度郡上市病院事業会計予算についてまでの13議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました13議案は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

予算特別委員会委員長、清水敏夫議員。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） ただいま議長より御指名いただきましたので、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

令和7年2月26日開会の令和7年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和7年度予算13議案につきまして、3月3日、4日、5日及び6日開催の予算特別委員会で慎重に審査をいたしましたので報告をいたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみを報告いたします。

議案第46号 令和7年度郡上市一般会計予算について、議案第47号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第48号 令和7年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第49号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第50号 令和7年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第51号 令和7年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第52号 令和7年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第53号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第54号 令和7年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第55号 令和7年度郡上市財産区特別会計予算について、議案第56号 令和7年度郡上市水道事業会計予算について、議案第57号 令和7年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第58号 令和7年度郡上市病院事業会計予算について、以上、13議案につきましては、審査の結果、本委員会としては、全会一致で、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

なお、本委員会は、第46号議案に対し、下記のとおり、附帯決議を付することを全会一致で決定いたしました。

記。令和7年度一般会計予算案においては、若者へのシフトを掲げ、若者はもちろんのこと、誰もが元気に安心して幸せに暮らすことができる郡上市の未来を目指し、社会情勢の変化等に合わせ

た事務事業の見直しにより、事業の廃止、あるいは、令和6年度から大幅な予算額の削減が行われている。

しかし、特に事業の廃止に当たり、市民への説明が不十分なため理解が得られていないと見受けられ、事業を必要とする市民からは継続を求める声も聞かれる。それを受け、郡上市議会としても予算の削減を危惧する意見が多く出されている。

こうした状況から、次の事項に留意し、取り組まれるよう求める。

1つ、市民生活への影響を考慮し、市民への説明を十分に行い、理解を得ること。

2つ、予算の執行状況について検証を行いながら、適宜、議会に報告し、必要に応じて見直しを検討をされたい。

以上のとおり報告いたします。

令和7年3月24日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会予算特別委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第46号 令和7年度郡上市一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第46号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とし、附帯決議を付するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案を可とし、附帯決議を付することに決定をいたしました。

議案第47号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第47号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第48号 令和7年度郡上市介護保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第48号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第49号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第49号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第50号 令和7年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第50号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第51号 令和7年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第51号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第52号 令和7年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第52号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第53号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第53号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第54号 令和7年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第54号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第55号 令和7年度郡上市財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第55号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第56号 令和7年度郡上市水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第56号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定

をいたしました。

議案第57号 令和7年度郡上市下水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第57号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第58号 令和7年度郡上市病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第58号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第62号について（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程48、議案第62号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案第62号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和7年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和7年3月11日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしま

したので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第62号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）。農林水産部長から、令和6年12月20日議案第143号にて議決を得た財産の取得及び処分について、市補助金及び建設利息の確定により減額変更するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、施設の総事業費と事業者の自己負担額について質問があり、総事業費は5億5,040万1,418円、自己負担額は2億6,005万2,760円、補助金額が2億9,034万8,658円であるとの説明がありました。

減額となった理由についての質問があり、事業主体である岐阜県農畜産公社が、業者との契約締結時に必要な資金を金融機関より借入れをする事業費が確定した時点で建設利息が確定するため、早期に事業費が確定した場合、建設利息は減額となるとともに、その総事業費が減少したことから、市補助金が減額となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和7年3月24日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

議案第62号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第62号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎請願第1号について（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程49、請願第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を提出することについての請願についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 総務常任委員会の報告をいたします。

令和7年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和7年3月10日開催の第1回総務常任委員会において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を提出することについての請願について。

紹介議員から、袴田事件を教訓として、国会でも超党派の議員連盟が結成され、再審制度の見直しに向けた動きが出ている。市民の人権を守る観点から、郡上市議会として再審法の改正を求める意見書を提出されることを望む。

改正すべき点は、再審手続のルールを明確化、検察の不服申立ての権限の見直し、証拠の開示の義務づけの3点であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から袴田事件によって再審制度の問題が強く認識されることとなったが、もっと早く議論が進んでいれば、袴田さんはもっと早く自由を獲得できていたかもしれない。速やかな改正に向け、意見書の提出は必要であると考えたとの意見がありました。

現行の刑事訴訟法の再審規定が1948年の成立から一度も改正されていないことが冤罪発生の要因の一つであり、改正を求めていくことは必要なことであるとの意見がありました。

法務省は、法改正の検討を法制審議会に諮問することだが、むしろ議員立法による対応が求められていると考える。事件発生から無罪確定まで58年という長い年月を要したことは悲しく、残念なことである。岐阜県議会と県内各市議会において改正を求める意見書が提出されており、本市議会としても同様の意見書を提出していけるとよいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で、本件は採択することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年3月24日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

請願第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を提出することについての請願について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第1号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は請願を採択するものであります。請願第1号を採択することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択とすることに決定をいたしました。（拍手）御静粛をお願いをいたします。

○議長（森藤文男） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りをいたします。議発第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について、議発第2号 郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、議発第3号 議員派遣について、議発第4号 閉会中の継続審査の申し出について、議報告第4号 諸般の報告について（委員派遣の承認）、議報告第5号 中間報告について（議会改革特別委員会）、以上6件を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第1号から議報告第5号までの6件を日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、お願いをいたします。

◎議発第1号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（森藤文男） それでは、日程50、議発第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。

初めに、事務局が朗読をいたします。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） それでは朗読させていただきます。

議発第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について。

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和7年3月24日提出、提出者、郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。郡上市議会議長 森藤文男様。

提出理由。

冤罪は、最大の人権侵害の一つであるが、現行の刑事訴訟法において、冤罪被害者を救済するために必要不可欠な制度である再審については、再審請求手続の審理に関する規定がほとんどなく、制度として担保されていないのが現状である。冤罪被害者を一刻も早く救済するために、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正することを求める。

次のページのところに意見書（案）を付けてございますので御覧ください。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、住民が冤罪被害者となり得る地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題と言える。

冤罪被害者を救済するための制度としては再審があるが、その手続を定めた法律、刑事訴訟法第4編再審には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審議の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審議の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ、再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法には、そのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

しかし、再審開始決定は裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判で行われることが予定されている。そして、そこでは検察官にも有罪実証する機会が与えられている。

したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月24日、岐阜県郡上市議会。

提出先は御覧のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） それでは、ここで提出者の説明を求めます。

総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 11番 長岡です。

今回この意見書の提出に当たりましては、昨年来、袴田巖さんの再審を巡り、様々なニュースやそのほかの報道等々でも、皆様十分に御承知のことと思いますけれども、刑事裁判における問題、大きく浮き彫りになりましたこと、それがこの意見書提出に至ったということであります。

この袴田事件は、結果として無罪が確定を、無罪が実現をしたわけであります。しかしながら、その過程において、自白偏重や証拠隠匿、無実の誤認など、多くの問題点が明らかになってきたわけであります。

先ほどの請願第1号に関する、私から委員長報告の中でもございましたけれども、そのとおり、紹介議員の説明や、そしてその委員会の中での各委員の発言の中で、再審制度において、取調べの可視化や証拠の全面開示、そして、再審手続のルールのも明確化など、そういった再審法制の改正について早急に取り組んでいく必要があると、そういった意見が非常に多いわけであります。

そういったことを踏まえまして、死刑、冤罪という最悪の人権侵害が起こらないように、そして、冤罪被害者を救済するために、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正することを求める意見書を提出するものであります。どうか、議員諸氏の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議発第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第1号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。（拍手）

傍聴される方、恐れ入りますが、会議の支障になります。気持ちは分かりますが、これで注意は

2回目でございます。3度目はございませんので、その場合は退席をしていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

◎議発第2号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（森藤文男） それでは、日程51、議発第2号 郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

初めに、事務局が朗読をいたします。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） それでは、朗読させていただきます。

議発第2号 郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月24日提出、提出者、郡上市議会運営委員会委員長 清水敏夫。郡上市議会議長 森藤文男様。

提出理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとする。

改正内容につきましては、次ページからの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。当該条例の第2条中、引用条文が、第2条「第8項」となっていたものを「第9項」に、第12条の表中、第2条「第9項」となっていたものを「第10項」に、そして、第53条から55号中、「懲役」の字句を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行日は、それぞれ令和7年4月1日、そして6月1日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） それでは、提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、清水敏夫議員。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 議発第2号の件につきましては、ただいま事務局長が提案を提出してくれましたが、説明の部分については、ちょっと議運の委員長に残してくれましたので、その部分について資料に基づいて若干の説明をさせていただきます。

今改正案につきましては、過日、3月21日の議運におきまして、委員の方皆さんの総意をもって、総意が出ましたので、今回議運の委員長としての提出になりましたことをあらかじめ申し上げてお

きたいというふうに思います。

まず、先ほど説明を朗読していただきましたように、資料がついておりますので、その資料に若干基づきまして説明をさせていただきたいというふうに思いますので、議案の後の最後のページの資料を少し見ていただければというふうに思います。

今回の改正は大きく２点でございます。１番の趣旨を御覧いただければ一目でございますけれども、１点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載し、スマートフォンだけでマイナンバーカード同様に本人確認ができることが、今回の条文に追加されましたので、引用条文に項ずれが生じました。したがって、本条例の引用箇所を改正するものでございます。

それから２点目は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役と禁錮が拘禁刑に単一化されたことに伴いまして、本条例中の懲役の字句を拘禁刑に改正するものでございます。

２番の内容につきましてですけれども、先ほど条文で、ちょっと説明をしていただきましたように、具体的な箇所を、それぞれ、議案の１ページには、８項を９項にするということが出ておりますし、２ページ目には、９項を１０項にするというものがございます。それから２つ目としては、第５３条、第５４条、第５５条の関係では、懲役と拘禁刑の関係が出ておりまして、これはページの３ページに出ております。

いずれにしても、この改正につきましては施行日が異なっておりまして、１点目の改正については令和７年４月１日から、２点目につきましては令和７年６月１日から施行となってございます。

以上、資料の概略について説明をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議発第２号につきましては、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第２号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第2号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

昼食の時間にはなりましたが、このまま会議を続けさせていただきますので、よろしくお願いします。

◎議発第3号について（採決）

○議長（森藤文男） 日程52、議発第3号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。

お諮りをいたします。申出のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎議発第4号について（採決）

○議長（森藤文男） 日程53、議発第4号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

◎議報告第4号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程54、議報告第4号 諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題といたします。

会議規則第106条の規定により、委員長からそれぞれ別紙写しのとおり提出をされ、承認いたしましたので、お目通しをいただき、報告に代えさせていただきます。

◎議報告第5号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程55、議報告第5号 中間報告について（議会改革特別委員会）を議題といたします。

会議規則第45条第2項の規定により、議会改革特別委員会から中間報告書が提出されましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、山川市長から御挨拶をいただきます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 令和7年第1回郡上市議会の定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月26日の水曜日開会以来、本日3月24日月曜に至るまでの27日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に審議をいただきました。令和7年度の予算をはじめ、令和6年度の補正予算や条例改正など多くの議案について御議決をいただき、誠にありがとうございました。

これまで、郡上市は、大切な基金を取り崩し、今日までつないできた歴史がありますが、もうこれ以上、立ち行かなくなりつつあることは明らかです。皆様に御提供をしてきたサービスをやめることにつきましては、大きな批判を受けることは承知しております。

ただ、このまま基金を使い、財政の破綻へ突き進むのか、未来の若者に賭けるのか、全ての責任と結果は、市長である私が覚悟を持って受けることになります。今回、新年度予算に係る附帯決議につきましては、真摯に受け止め、対応してまいりたいと存じます。

また、それぞれの施策、制度の適切な執行に努めるとともに、審議の過程で頂戴いたしました数々の御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に、それらを踏まえてまいりたいと存じます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意いただき、ますますの御活躍をされますよう御祈念申し上げます。

以上、閉会に当たり、御挨拶といたします。

令和7年3月24日、郡上市長 山川弘保。

ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

それでは、令和7年第1回郡上市定例会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、2月の26日から今日までの27日間にわたり、令和7年度予算をはじめ、条例改正や補正予算等諸案件につきまして、極めて慎重に審議をしていただきました。全議案を滞りなく議了

されたことは、本当に皆様方に感謝を申し上げます。

また、山川市長をはじめ、執行部の各位におかれましても、常に丁寧な態度で、真摯な態度で、御答弁等審議に御協力をいただきまして、本当にお礼を申し上げます。

この議会、いろいろと附帯決議をつけさせていただきました。しかしながら、議会も執行部も、お互いをまず尊重するというふうな立場に立って、調和と協同の取れた議会運営、執行にしていかなければならないというふうにして思います。

限られた予算の中で、あれもこれもを追求する時代、施策から、これかあれかの中で選択をするというふうな時代、選択をすることが、これからの人口減少時代の要諦の第一であるということ、私は議長に就任をさせていただいたときに述べさせていただきました。そういったことを鑑みながら、皆様とともに、この車の両輪として、しっかりと駆動するように、決してねじれることのないように、今後も、郡上市民・郡上ファーストで、この郡上市を皆さんとともに運営、また経営という視点でお互い進めてまいりたいと思います。

あんばよう、この議会を進めていきたい。あんばよう、郡上市のために尽くしていきたい。同じ方向を向いて、今後も頑張っていきましょう。

まだまだちょっと寒い日も続きます。健康に留意をされ、次の6月議会に、また臨むに当たっては、議員各位におかれましては、資質向上、いろいろと市民の皆様の声を反映をしていただきたいというふうにして思います。一般質問もたくさん承りました。ぜひとも、市政においても、こういった要望活動、要望と郡上市の課題について提案をさせていただいておりますので、また十分検討をしていただいて、反映をしていただきたいと、かように思います。

今後も郡上市の発展のため、各分野で御活躍されるよう御祈念申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第1回郡上市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 0時09分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 和 田 樹 典

郡上市議会議員 みずの ま り